

障がい者活躍推進計画

機関名	西条市消防本部
任命権者	西条市消防長
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 1 2 年 3 月 3 1 日（5 年間）
西条市消防本部における障がい者雇用に関する課題	消防吏員は、障害者雇用促進法第 3 8 条第 1 項の規定により障がい者の採用について適用除外されている。 また、西条市消防本部では、これまで職員の募集・採用は行っていない。 障がい者である職員が配置された際には、市長部局人事担当課と積極的に連携を図りながら、取組を進めていく必要がある。
目標	
①採用に関する目標	消防吏員は、障がい者の採用について適用除外されているため目標を設定しない。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	(1) 障害者雇用推進者として消防総務課長を選任する。 (2) 障害者職業相談員の選任義務に関わらず、障がい者である職員が在籍した場合には、市長部局人事担当課に設置している相談員を、障がい者である職員の相談窓口として指定する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	障がいのある職員から、担当する業務の遂行が困難であるとの相談があった場合、当該障がい者に適した業務の選定及び創出について検討を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	(1) 定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を検討する。 (2) 措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつ過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）を踏まえ、障がい者の活躍の場の拡大に向けた取組を推進する。